

## 第25回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議次第

日時：2021年5月29日（土）

午前10時から午前11時まで

場所：愛知県庁本庁舎 2階 講堂

### 1 挨拶

### 2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) その他

#### 【配付資料一覧】

資料1：「緊急事態宣言」の期間延長にあたり県民・事業者の皆様へのメッセージ

資料2：愛知県緊急事態措置 県民・事業者の皆様へのお願い

参考資料1：愛知県の新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料2：新型コロナウイルス感染症対策予算の累計額

## 第 25 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

(順不同、敬称略)

《有識者・関係団体》

所 属	職 名	氏 名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院 長)	はせがわ よしのり 長谷川 好規
愛知県医師会	会 長	ませき みつあき 柵木 充明
愛知県病院協会	会 長	いとう しんいち 伊藤 伸一
名古屋商工会議所	専務理事	うちだ よしひこ 内田 吉彦
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	おがわ まさき 小川 正樹
愛知県経営者協会	専務理事	いわはら あきひこ 岩原 明彦
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会 長	ささき たつや 佐々木 龍也
愛知県市長会	事務局長	あいづ はるひろ 相津 晴洋
愛知県町村会	事務局長	うさみ ひろし 宇佐見 比呂志
名古屋市保健所	医監 (保健所長)	あさい きよふみ 浅井 清文
豊橋市保健所	所長	むい かよ 撫井 賀代
岡崎市保健所	所長	はっとり さとる 服部 悟
一宮市保健所	所長	こやす はるき 子安 春樹
豊田市保健所	所長	たけうち きよみ 竹内 清美

# 第25回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 配席図

日時：2021年5月29日（土）

午前10時から午前11時まで

場所：愛知県庁本庁舎 2階 講堂

※敬称略

出入口

知事



○  
加藤副知事



○  
松井副知事



○  
青山副知事



○  
中部経済連合会  
専務理事 小川 正樹



○  
医療専門部会長  
長谷川 好規



○  
愛知県医師会会長  
柵木 充明



○  
愛知県病院協会  
会長 伊藤 伸一



○  
名古屋商工会議所  
専務理事 内田 吉彦



○  
岡崎市  
保健所長



○  
愛知県経営者協会  
専務理事 岩原 明彦



○  
日本労働組合  
総連合会愛知県連合会  
会長 佐々木 龍也



○  
愛知県市長会  
事務局長  
相津 晴洋



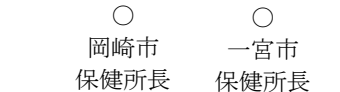
○  
愛知県町村会  
事務局長  
宇佐見 比呂志



○  
名古屋市  
保健所長



○  
豊橋市  
保健所長



○  
一宮市  
保健所長



○  
豊田市  
保健所長



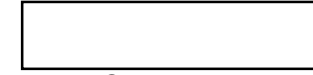
○  
政策企画局長



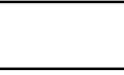
○  
人事局長



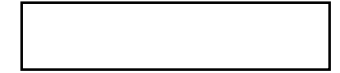
○  
防災安全局長



○  
県民文化局長

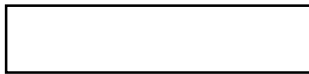


○  
環境局長



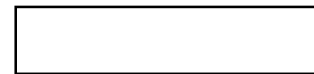
○  
福祉局長

○  
保健医療局長



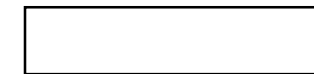
○  
感染症対策局長

○  
経済産業局長



○  
労働局長

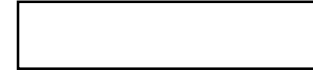
○  
観光コンベンション局長



○  
農業水産局長



○  
農林基盤局長



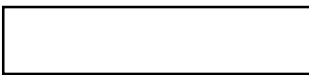
○  
建設局長

○  
都市・交通局長



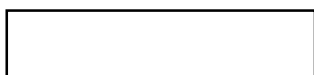
○  
建築局長

○  
スポーツ局長



○  
会計管理者

○  
企業庁長



○  
病院事業庁長

○  
議会事務局長



○保健医療局  
生活衛生部長

○保健医療局  
健康医務部長

○保健医療局技監

○愛知県顧問

○感染症対策局技監  
(ワクチン接種  
体制整備担当)

○感染症対策局調整監

○感染症対策局  
感染症対策課長

○感染症対策局  
医療体制整備室長

○感染症対策局  
感染症対策課

○感染症対策局  
ワクチン接種体制  
整備室長

○感染症対策局  
感染症対策課



○  
愛知県教育委員会  
教育長

○  
愛知県警察  
本部長

出入口

## 「緊急事態宣言」の期間延長にあたり 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、5月12日から5月31日までの20日間、緊急事態宣言による緊急事態措置により、新型コロナウイルス感染症の第4波の克服に向けて、感染防止対策に取り組んでまいりました。

しかしながら、引き続き新規陽性者数、入院患者数が多く、医療提供体制がひっ迫する大変厳しい状況が続いています。

このような状況の中、6月1日から6月20日までの20日間、緊急事態宣言の期間延長を決定しました。

このため、今一度、不要不急の行動自粛、飲食店等に対する休業・営業時間短縮要請、大規模商業施設等への土日の休業要請など、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

県民・事業者の皆様、医療関係者、市町村等関係機関、オール愛知一丸となって、心を一つにワン愛知で、新型コロナウイルス感染症を克服し、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

- 1 実施区域 愛知県全域
- 2 延長期間 6月1日（火）から6月20日（日）までの20日間
- 3 要請事項 別紙「愛知県緊急事態措置」にご協力をお願いします。

2021年5月28日

愛知県知事 大村 秀 章

# 愛知県緊急事態措置

## 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域 : 愛知県全域

実施期間 : 2021年 5月12日(水)~5月31日(月)

延長期間 : 6月 1日(火)~6月20日(日)

### 全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する方針とし、飲食の場を避ける観点から、飲食店等に対する休業要請又は営業時間短縮要請、不要不急の外出自粛、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。

### I. 県民の皆様へのお願い

#### ① 不要不急の行動の自粛

- 人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合(※)を除き、日中も含め、外出の自粛を要請します。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 特に、20時以降の不要不急の外出自粛を強く要請します。
- 外出は、すいた時間と場所を選んで、人の多いところには出かけず、家族など、いつも一緒にいる人と、ステイホームをお願いします。
- 20時以降、飲食店等にみだりに出入りをしないでください。
- 混雑している場所や時間を避けて行動すること及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えてください。
- 法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動については自粛を要請します。

#### ② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、県をまたぐ不要不急の移動は、極力控えてください。

- 特に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が適用されている都道府県への不要不急の移動は自粛してください。
- 感染が拡大している都市域への移動に際しては、自覚を持って適切な行動をお願いします。

### ③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人の距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けてください。

### ④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同居家族以外は「いつも近くにいる4人まで」、飲食する時だけマスクを外し、会話の際にはマスクを着ける「マスク会食」を徹底、ガイドラインを遵守したステッカー掲載店で、換気が良く、座席間隔も十分で、アクリル板も設置され、混雑していない店を利用してください。
- 日頃から、三密が発生する場所を徹底して避け、必要な外出は短時間とし、別図1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

## II. 事業者の皆様へのお願い

### ⑤ 飲食店等に対する休業要請又は営業時間短縮等の要請

#### ア 休業の要請(法第45条第2項に基づく要請)

- 県内全ての酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(「別表1」に定める施設。飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)に対し、休業を要請します。

・要請期間 5月12日(水)から5月31日(月)までの20日間

・延長期間 6月 1日(火)から6月20日(日)までの20日間

#### イ 営業時間短縮等の要請(法第45条第2項に基づく要請)

- 上記ア以外の飲食店(「別表2」に定める施設。宅配・テイクアウトを除く。)に対し、次のとおり要請します。

・要請期間 5月12日(水)から5月31日(月)までの20日間

・延長期間 6月 1日(火)から6月20日(日)までの20日間

・営業時間 5時から20時まで(酒類及びカラオケ設備の提供は取り止めること。酒類の店内持込みは認めないこと。)

・感染防止対策

- (1) 従業員への検査勧奨
- (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
- (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- (4) 手指の消毒設備の設置
- (5) 施設の消毒
- (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場を含む)
- (8) 施設の換気
- (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

※入場整理等を行う場合は、入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するようお願いします。

#### ウ 結婚式場に対する働きかけ

- できるだけ短時間(例えば1.5時間以内)で、なるべく少人数(50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方)で開催するようお願いします。

#### ⑥ 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ

- 「別表3」に定める施設に対し、次のとおり要請します。

・要請期間 5月12日(水)から5月31日(月)までの20日間

・延長期間 6月 1日(火)から6月20日(日)までの20日間

・要請内容 別表3の「緊急事態宣言での措置」のとおり。

6月20日(日)までの土日は、1,000㎡を超える商業施設(生活必需物資を除く)、遊技場、遊興施設、サービス業(生活必需サービス除く)におきましては、特措法第24条第9項に基づき休業を要請します。

また、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理の徹底をお願いします。

#### ⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど、別表4の対策をお願いします。
- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底を強くお願いします。
- 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底を要請します。さらに、高齢者入所施設等においては集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

#### ⑧ テレワークの徹底等

- 事業者は、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク・ローテーション勤務の徹底をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するよう要請します。
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、社員寮等の集団生活の場での対策、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の三密を防ぐ取組の徹底をお願いします。

#### ⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底や、歓送迎会を始めとする会食・飲食の自粛を呼び掛けていただくようお願いします。



## ⑩ 屋外照明の夜間消灯

- 屋外照明(防犯対策上、必要なもの等を除く)の夜間消灯に協力をお願いします。

## Ⅲ. その他のお願い

### ⑪ イベントの開催制限等

#### ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表5の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請します。
- あわせて、開催を21時までとし、参加者に対するイベント前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底をお願いします。

#### イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

### ⑫ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。
- 不要不急の旅行や帰省など県外への移動の自粛をお願いします。

### ⑬ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底(体調不良の際は登校させない)、手指消毒・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事時の会話禁止(会話は食事後にマスクを着けてから)等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底(体調不良の際は登校しない・させない)、不要不急の外出を避け可能な限り速やかな帰宅、生徒のみの会食等の自粛等の対応をお願いします。
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、中止又は延期するようお願いします。

## Ⅳ. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての

医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。

○**国や市町村、医療機関等と協力し、感染症克服に大きな期待が寄せられているワクチンの接種体制の整備を加速します。**

○重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。

○再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、国に協力し、PCR検査等(モニタリング検査)の円滑な実施に努めます。

○感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表6」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。

○⑤アの休業の要請に応じた事業者及び⑤イの営業時間短縮等の要請に応じた事業者等に対し、別途定める基準に基づき、感染防止対策協力金を支給するとともに、市町村や関係団体と連携し、チラシ、ポスター、Web ページ等の媒体を活用し周知に努めます。

○**愛知県全域で飲食店等の営業時間短縮要請の協力状況及び飲食店等の感染防止対策の確認を実施し、対策を徹底します。**

○**飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、第三者認証制度の整備・普及に取り組めます。**

○県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。

○感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

# 別図1 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 場面1 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、話し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



## 場面2 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご会では、恒常的な食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり声帯が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



## 場面3 マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ粒子感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、居酒屋などでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



## 場面4 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり密接空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



## 場面5 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の急変により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表1 休業を要請する施設

施設の種類	施設	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する 飲食店 (利用者による酒類の店内持ち込みを認めている店を含む)	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないもの)を含む。)、喫茶店等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	休業要請 (酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)
酒類又はカラオケ設備を提供する 遊興施設 (利用者による酒類の店内持ち込みを認めている店を含む)	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設(飲食業の許可を受けていないカラオケ店を含む。)	

別表2 営業時間の短縮等を要請する施設

施設の種類	施設	要請内容
酒類を提供せず、かつ、カラオケ設備を使用しない 飲食店	飲食店(居酒屋、バー(接待や遊興を伴わないもの)を含む。)、喫茶店等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	・営業時間短縮(5時~20時) ・入場整理等の感染防止対策
酒類を提供せず、かつ、カラオケ設備を使用しない 遊興施設	バー(接待や遊興を伴うもの)、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設	

別表3 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけを行う施設及び要請内容

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

		緊急事態宣言での措置
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 21時までの営業時間短縮要請
第5号	集会場、公会堂 など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催以外の場合は、
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ
第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	※4：映画館については、 1000平米超：21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：21時までの営業時間短縮働きかけ
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ*、ホットヨガ*、ヨガスタジオ* など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請 *：6/1（火）から国・事務連絡に基づき変更

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等  
※左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

		緊急事態宣言での措置
第9号	(スポーツクラブ)*、(ホットヨガ)*、(ヨガスタジオ)*、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	1000平米超：平日は、20時までの営業時間短縮要請、土日は、休業を要請
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと *：6/1（火）から国・事務連絡に基づき変更（上段第9号に移行）
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超：平日は、20時までの営業時間短縮要請、土日は、休業を要請（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第1～3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第5号	葬祭場	酒類提供自粛（酒類の店内持込含む。）の働きかけ
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等  
※左欄の各号は、施行令第11条第1項各号を示す。

#### 別表4

### 緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【人数】1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. 【大声】店内で会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

V. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

(出典)2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

#### 別表5 イベントの開催制限

##### 感染状況に応じたイベント開催制限等について

## イベントの開催制限

収容率	人数上限	営業時間短縮
50%	5,000人	21時

- (注) ・ 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)  
・ 収容人数が設定されていない場合は十分な人と人との距離(1m)を確保できること

※その他、詳細については国からの通知に基づき運用する。

催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

## イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)	
① マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
(2) 基本的な感染防止等	
③ ①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④ 手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤ 消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥ 換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦ 密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限り)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

## イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)	
⑨ 飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底  ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCCA)や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

## (3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

## 別表6 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

### ① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口」(コールセンター)	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金に関すること
飲食店感染防止対策コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土・日・祝日を含む毎日)	飲食店等の事業者を対象とした感染防止対策の全般的な相談

### ② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土日・祝日も実施)	

### ③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設案振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関すること
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関すること
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関すること
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関すること
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

### ④ 児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事業所等に対する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
(公社)愛知県看護協会	090-1563-6688	平日 午前9時～午後5時	来所相談は要予約

### ⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係



## ⑥ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関(公表の了承の得られた医療機関)	<a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/372159.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/372159.pdf</a>		

### 受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2189		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177	豊川市、蒲郡市、田原市	

### 夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

### 政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
受診相談センター (コールセンター)	052-249-3703	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時 平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター)	岡崎市
	052-856-0318	土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前9時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	0565-31-1212	夜間・土、日、祝日 オンコール(24時間)体制	

### かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

### 一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護所による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑦ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

愛知県新型コロナウイルス感染症

# 緊急事態 宣言

愛知県新型コロナウイルス感染症

# 緊急事態措置

対象区域：愛知県全域

実施期間：5月12日から5月31日まで・20日間

延長期間：6月1日から6月20日まで・20日間

# 「愛知県緊急事態措置」の対策

県民	①不要不急の行動の自粛	特に20時以降の外出自粛
	②県をまたぐ不要不急の移動自粛	特に緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④基本的な感染防止対策の徹底	4人まででマスク会食
事業者	⑤飲食店等に対する休業要請又は営業時間短縮等の要請	休業要請: 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店 時短要請: 上記以外の飲食店に20時まで
	⑥飲食店等以外の休業・営業時間短縮等の働きかけ ★イベント: 50%+5000人以下・21時まで	1,000m超: 平日20時まで、土日は休業(百貨店等) 1,000m以下: 全日20時までの営業
	⑦業種別ガイドラインの遵守等	高齢者施設での対策徹底
	⑧テレワークの徹底等	出勤者数7割削減目標
	⑨職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知
	⑩屋外照明の夜間消灯	防犯対策に必要なもの等を除き消灯
その他	⑪イベントの開催制限等	50%+5,000人以下・21時まで
	⑫行事等での対策	不要不急の旅行は自粛
	⑬学校等での対応	感染対策を徹底し教育活動継続
県	○ワクチン接種体制の整備加速	○飲食店等に対する見回り、働きかけ 等

## I. 県民の皆様へのお願い

### ① 不要不急の行動の自粛

- 日中も含め不要不急の外出自粛を徹底
- 特に20時以降の外出を自粛
- 感染対策が徹底されていない飲食店や、休業要請又は営業時間の短縮の要請に応じない飲食店の利用自粛
- 路上・公園等における集団での飲酒などは自粛

### ② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 不要不急の移動自粛
- 特に緊急事態措置・まん延防止等重点措置の区域

### ③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 高齢者・基礎疾患のある方に配慮
- リスクの高い施設を利用しない

### ④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染しない・させない
- 4人まででマスク会食
- 三密避け外出は短時間



## Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

### ⑤-1 飲食店等に対する休業要請・営業時間短縮等の要請

地域	愛知県全域		
現行期間	5月12日（水）～5月31日（月）		
延長期間	6月1日（火）～6月20日（日）		
対象施設 要請内容	【飲食店】 飲食店、喫茶店 （宅配・テイクアウトサービスは除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等 （食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている店舗）	酒類提供又はカラオケ設備を提供する場合	休業要請
	【カラオケ】 カラオケ店 （食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗）	酒類提供又はカラオケ設備を提供しない場合	時短要請 （5時～20時）

インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理や酒類提供・カラオケ設備使用は自粛を要請。

## ⑤-2 休業要請・時短要請に係る協力金

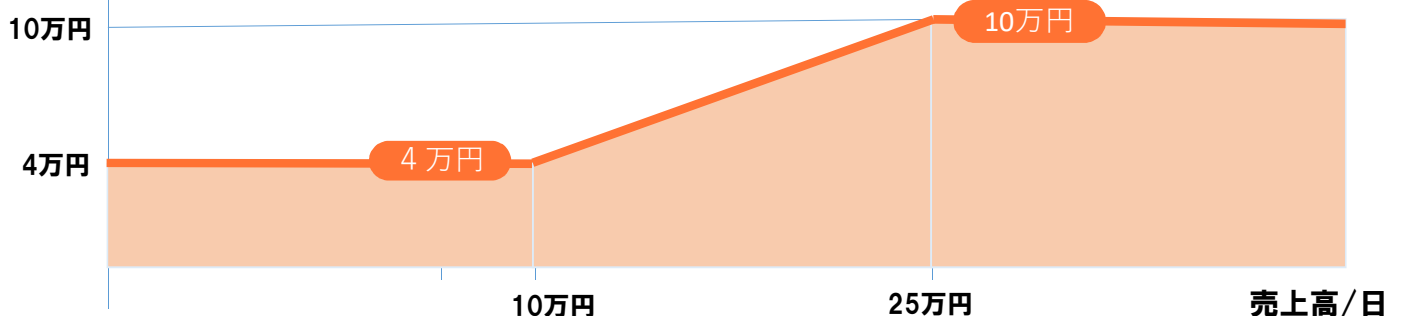
	休業要請・営業時間短縮要請	カラオケ設備利用自粛要請
期 間	6月1日（火）～6月20日（日）【20日間】	
対 象 者	飲食店等 【休業】酒類・カラオケ設備を提供する施設 【時短】酒類・カラオケ設備の提供を取り止める施設 ※時短は5時～20時	・カラオケ設備の提供を取り止め、従前どおり昼間のみ営業する飲食店等 ・カラオケ店
協 力 金 ※1店舗 1日あたり	○中小企業 売上高に応じて4万円～10万円 ○大企業 売上高減少額の4割（最大20万円）	○飲食店等 1万円/日（県独自） ○カラオケ店 2万円/日（国の規定）
主 な 支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインを遵守</li> <li>・安全・安心宣言施設に登録、PRステッカーとポスターを掲示</li> <li>・カラオケ設備の提供の取り止め</li> <li>・酒類の提供の取り止め（酒類の持込みを含む）</li> </ul>	

## ⑤-3 休業要請・時短要請に係る協力金

**[中小企業]** 1店舗・1日あたり(売上高は前年度または前々年度の売上高を用いる)

売上高/日 およその年売上高	～10万円 ～4,000万円	10万円～25万円 4,000万円～1億円	25万円～ 1億円～
協力金の額 (店舗・日)	4 万円	4万円～10万円 (1日あたり売上高の40%)	10 万円

協力金/店舗・日



**[大企業]** 1店舗・1日あたり（売上高減少額は、今年度と前年度または前々年度の売上高と比較）

**売上高減少額の4割（最大20万円）**

※中小企業においてもこの方式を選択可

## ⑥-1 飲食店等以外の施設に休業・営業時間の短縮等の要請及び働きかけ

現行期間  
延長期間

5月12日(水)～5月31日(月)・20日間  
6月1日(火)～6月20日(日)・20日間

主な対象施設	主な要請内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 等 集会場、公会堂 等 展示場、貸会議室、文化会館 等 ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数上限5000人かつ収容率50%</li> <li>・21時までの営業時間短縮要請</li> <li>※イベント開催以外の場合は、 1000㎡超：20時までの営業時間短縮要請 1000㎡以下：20時までの営業時間短縮働きかけ</li> <li>※映画館については、 1000㎡超：21時までの営業時間短縮要請 1000㎡以下：21時までの営業時間短縮働きかけ</li> </ul>
体育館、スケート場、水泳場、 スポーツクラブ*、ヨガスタジオ* 等 博物館、美術館、科学館 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数上限5000人かつ収容率50%</li> <li>・1000㎡超：20時までの営業時間短縮要請</li> <li>・1000㎡以下：20時までの営業時間短縮働きかけ</li> <li>※イベント開催の場合は21時まで</li> <li>*6/1(火)から変更</li> </ul>
個室ビデオ店、射的場 等 スーパー銭湯、ネイルサロン等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1000㎡超：20時までの営業時間短縮要請 6/20(日)までの土日は休業要請</li> <li>・1000㎡以下：20時までの営業時間短縮働きかけ</li> </ul>
大規模小売店、ショッピングセンター等 スーパー、コンビニ 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1000㎡超：20時までの営業時間短縮要請 6/20(日)までの土日は休業要請</li> <li>・1000㎡以下：20時までの営業時間短縮働きかけ</li> <li>・感染防止対策の徹底</li> </ul>

## ⑥-2 大規模施設等に対する協力金

期 間	6月1日(火)～6月20日(日)【20日間】	
協 力 金	大規模施設	テナント・出店者
主 な 支給要件	<p>特措法第24条第9項に基づく 休業要請・営業時間短縮要請 を行った1,000㎡超の施設を運 営する事業者 例)百貨店等大規模小売店、映画館等</p>	<p>左記施設の一部を賃借すること により、当該施設に来場した一 般消費者を対象に飲食業以外 の事業を営む事業者等</p>
1日あたりの支給額	<p>自己利用部分面積1,000㎡毎に 20万円/日 (営業時間短縮の場合は「短縮した時間」 /本来の営業時間)を乗じた額) ※国の規定によるテナント数等に応じた追加支給あり</p>	<p>店舗等面積100㎡毎に 2万円/日に (営業時間短縮の場合は「短縮した時間」 /本来の営業時間)を乗じた額)</p>

※映画館運営事業者等は国が定めた規定による

## ⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 業種別ガイドラインの遵守、徹底
- 高齢者を守る8つのポイントを徹底

## ⑧ テレワークの徹底等

- 出勤者数7割削減目指す休暇取得の促進、テレワーク徹底等
- 20時以降の勤務抑制

## ⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 休憩室等の「居場所の切替わり」に注意

## ⑩ 屋外照明の夜間消灯

# Ⅲ. その他のお願い

## ⑪ イベントの開催制限等

### 事業者における開催制限

内容	人数上限50%+5,000人以下
その他	○開催時間:21時まで ○イベント前後の飲食自粛周知 ○参加者は人との距離確保等対策徹底

## ⑫ 行事等での対策

- 多人数が集まる行事は感染防止対策を徹底
- 不要不急の旅行の自粛



## ⑬ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止を徹底し教育活動継続
- 寮生活・部活動など集団行動での対策徹底
- 家庭でも規則正しい生活習慣、  
速やかに帰宅、生徒のみでの会食自粛
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、中止又は延期

## IV. 県の取組

- ワクチン接種体制の整備加速
- 飲食店等に対する見回り、働きかけの徹底
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、第三者認証制度の整備・普及

## 愛知県の新型コロナウイルス感染症患者の年代別内訳

	第4波:19175人 (3月31日～5月28日)		第3波:21497人※ (10月21日～3月30日)		第2波:4070人 (7月～8月)		第1波:481人 (2月～4月)	
10歳未満	861人	(4.5%)	747人	(3.5%)	106人	(2.6%)	15人	(3.1%)
10歳代	1944人	(10.1%)	1520人	(7.1%)	261人	(6.4%)	12人	(2.5%)
20歳代	4699人	(24.5%)	4563人	(21.2%)	1334人	(32.8%)	82人	(17.0%)
30歳代	2934人	(15.3%)	2976人	(13.8%)	641人	(15.7%)	56人	(11.6%)
40歳代	2917人	(15.2%)	2919人	(13.6%)	539人	(13.2%)	66人	(13.7%)
50歳代	2335人	(12.2%)	2857人	(13.3%)	446人	(11.0%)	83人	(17.3%)
60歳代	1392人	(7.3%)	1943人	(9.0%)	231人	(5.7%)	66人	(13.7%)
70歳代	1067人	(5.6%)	1986人	(9.2%)	277人	(6.8%)	49人	(10.2%)
80歳代	701人	(3.7%)	1512人	(7.0%)	183人	(4.5%)	45人	(9.4%)
90歳代	316人	(1.6%)	456人	(2.1%)	49人	(1.2%)	7人	(1.5%)
100歳以上	9人	(0.0%)	17人	(0.1%)	3人	(0.1%)	0人	(0.0%)
(70歳代以上の割合)		(10.9%)		(18.5%)		(12.6%)		(21.0%)
(感染経路不明の患者数と割合)	9088人	(47.4%)	9058人	(42.1%)	2174人	(53.4%)	123人	(25.6%)

※ 豊橋市347例目（高齢者）は、年代別内訳に含まない

## 愛知県の感染者の症状別状況

### ○ 感染者数に占める重症・中等症の内訳

第1波（2月～4月）	154人	（32.0%）
第2波（7月～8月）	444人	（10.9%）
第3波（10月21日～3月30日）	2565人	（11.9%）
第4波（3月31日～5月28日）	1577人	（8.2%）

区分	感染者数	軽症等	中等症	重症
第1波（2月～4月）	481人	327人	99人	55人
5月～6月	38人	30人	8人	0人
第2波（7月～8月）	4070人	3626人	359人	85人
9月～10月20日	1178人	991人	160人	27人
第3波（10月21日～3月30日）	21497人	18931人	1854人	711人
第4波（3月31日～5月28日）	19175人	17598人	1189人	388人

※重症：人工呼吸器・ECMO装着者又はICU入室者。重症には死亡を含む。

中等症：酸素吸入を実施した者又は肺炎と診断された者

軽症等：上記以外の者

## 愛知県内における新型コロナウイルス検査件数

2021年5月28日18時現在

検査日	検査件数（件）			陽性者数（人）	率（%）
	PCR検査	抗原検査	計		
2020年2月	618	—	618	27	4.4
3月	3,983	—	3,983	148	3.7
4月	6,612	—	6,612	311	4.7
5月	6,179	6	6,185	22	0.4
6月	3,369	173	3,542	17	0.5
7月	12,975	1,557	14,532	1,447	10.0
8月	28,757	4,939	33,696	2,644	7.8
9月	21,733	4,935	26,668	824	3.1
10月	22,021	4,996	27,017	890	3.3
11月	39,357	11,680	51,037	3,977	7.8
12月	66,611	25,059	91,670	6,451	7.0
2021年1月	79,676	31,918	111,594	7,353	6.6
2月	48,101	24,427	72,528	1,800	2.5
3月	50,758	30,091	80,849	1,552	1.9
4月	78,872	35,274	114,146	6,371	5.6
5月1日（土）	2,034	941	2,975	381	12.8
5月2日（日）	1,868	481	2,349	306	13.0
5月3日（月）	1,615	616	2,231	215	9.6
5月4日（火）	1,564	695	2,259	226	10.0
5月5日（水）	1,613	844	2,457	260	10.6
5月6日（木）	4,110	2,347	6,457	453	7.0
5月7日（金）	4,677	1,905	6,582	572	8.7
5月8日（土）	4,089	1,196	5,285	532	10.1
5月9日（日）	1,906	791	2,697	373	13.8
5月10日（月）	4,711	2,395	7,106	627	8.8
5月11日（火）	4,758	1,836	6,594	652	9.9
5月12日（水）	4,859	1,736	6,595	671	10.2
5月13日（木）	4,561	1,757	6,318	607	9.6
5月14日（金）	5,584	1,983	7,567	615	8.1
5月15日（土）	4,359	1,247	5,606	533	9.5
5月16日（日）	2,124	780	2,904	193	6.6
5月17日（月）	4,875	2,424	7,299	648	8.9
5月18日（火）	4,703	1,904	6,607	708	10.7
5月19日（水）	5,349	1,849	7,198	572	7.9
5月20日（木）	4,531	1,564	6,095	593	9.7
計	543,512	204,346	747,858	43,571	5.8

\* 愛知県分（愛知県衛生研究所等）及び保健所設置市分（名古屋市衛生研究所等）の合計

\* 民間施設等の検査件数及び陽性者数を含んでいます（発表時点での把握数）。

\* 【参考】 疑い例または患者の濃厚接触者として検査実施した人数は計691,655人。

\* 抗原検査は2020年5月13日付けの厚生労働省通知に基づき開始。

\* 陽性者数はその日に陽性確定した人数です（発表の人数とは異なります）。

\* 検査件数は、医療機関及び民間検査の件数の報告が1週間以内を目処に行われることとなっており、これに伴いこの間の陽性率が実態を表していないことから、1週間経過後に記すこととします。

○検査陽性者の状況

2021年5月28日18時現在

検査実施 人数※1	陽性者数 ※2	(A)				入院 調整	施設 入所	自宅 療養	調整	退院等	死亡
		入院	軽症・ 無症状	中等症	(D) 重症						
721,111人	46,439人	1,002人	592人	310人	100人	15人	381人	3,865人	383人	40,022人	771人
	確保病床数	1,515床	(B)		146床	(E)					
	病床使用率	66.1%	(A/B)		68.5%	(D/E)					
	確保病床入院者数	917人	(C)	うち重症	100人	(F)	(確保病床以外の入院者数85人うち重症0人)				
	病床使用率	60.5%	(C/B)		68.5%	(F/E)					

第4波（2021年3月31日～）

陽性者数	入院				入院 調整	施設 入所	自宅 療養	調整	退院等	死亡
	入院	軽症・ 無症状	中等症	重症						
19,175人	1,002人	592人	310人	100人	15人	381人	3,865人	383人	13,359人	170人

※1 検査実施人数については、発表時点での把握数。なお、検査件数は778,331件。

※2 陽性者数については、中国人渡航者2人を除く。また、再感染55人、重複分11人及び患者発生届取り下げ44人については含めていない。

(注) 検査実施人数には県内において疑い例または患者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載

○クラスターの感染 4,807人

	発生しているクラスター	終息したクラスター（6A～）
職場	8 E (10人)	6 E (46人)、6 F (24人)、6 G (27人)、6 U (13人)、6 V (15人)、6 W (14人)、7 O (12人)
医療・高齢者施設等	6 X (24人)、6 Y (71人)、7 G (51人)、7 H (28人)、7 I (19人)、7 K (42人)、7 M (51人)、7 P (14人)、7 Q (14人)、7 R (17人)、7 S (10人)、7 T (10人)、7 V (50人)、7 W (23人)、7 X (18人)、7 Y (12人)、7 Z (20人)、8 A (15人)、8 B (16人)、8 D (15人)	6 B (15人)、6 C (83人)、6 I (10人)、6 J (12人)、6 M (18人)、6 N (29人)、6 P (14人)、6 Z (14人)、7 D (54人)、7 E (28人)、7 F (25人)、7 J (16人)、7 L (14人)
保育施設・学校等	8 C (15人)	6 A (17人)、6 L (13人)、6 O (13人)、6 Q (18人)、6 T (28人)、7 A (28人)、7 B (28人)、7 C (10人)
繁華街の飲食店		
会食		
スポーツジム		6 R (25人)
その他	7 N (22人)(飲食店)、7 U (30人)(劇場)	6 D (15人)(会社の寮)、6 H (55人)(集会場)、6 K (11人)(若者のカラオケ)、6 S (14人)(会社の寮)

※上記以外の終息したクラスター A～5 Z (3452人)

- 県外由来の感染 1,140人
- 海外由来の感染 73人
- その他の感染 40,419人

<参考> 検査患者の状況

陽性者数	入院				入院 調整	施設 入所	自宅 療養	調整	退院	死亡
	入院	軽症・ 無症状	中等症	重症						
55人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	55人	0人

# 指標の推移

→警戒領域（イエロー）（3月22日～）																					→まん延防止等重点措置							
日付	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
新規陽性者数	39	56	99	82	144	118	116	45	112	188	144	172	197	129	122	168	216	217	224	230	207	124	189	311	294	282	338	225
(1) 新規陽性者数 <sup>※1</sup>	66.0	65.0	68.6	69.1	80.6	89.1	93.4	94.3	102.3	115.0	123.9	127.9	139.1	141.0	152.0	160.0	164.0	174.4	181.9	186.6	197.7	198.0	201.0	214.6	225.6	233.9	249.3	251.9
(2) 陽性率 <sup>※2</sup>	2.6%	2.5%	2.7%	2.7%	3.1%	3.4%	3.5%	3.4%	3.6%	4.0%	4.3%	4.3%	4.6%	4.5%	4.9%	5.0%	5.0%	5.3%	5.5%	5.5%	5.9%	5.8%	5.6%	5.8%	5.7%	5.7%	5.8%	5.8%
(3) 入院患者数 <sup>※1</sup>	195.9	205.1	216.1	226.1	237.3	247.3	256.7	259.9	261.1	261.4	264.6	267.4	271.6	275.4	280.1	286.6	295.3	304.1	312.6	322.6	334.9	347.6	359.7	371.0	382.1	392.6	406.3	418.4
(参考1) 重症者数 <sup>※1</sup>	10.0	10.0	10.1	10.4	10.6	10.7	10.4	9.9	9.1	8.6	8.1	7.7	7.3	7.1	7.1	7.3	7.1	7.4	8.0	8.6	9.4	10.0	11.1	12.3	13.1	14.4	15.7	17.0
(参考2) 新規高齢者数 <sup>※1,※3</sup>	13.1	13.6	13.0	12.3	12.6	13.4	9.9	10.0	10.6	11.4	12.7	13.1	13.0	13.4	15.3	15.7	15.7	16.0	16.1	16.7	18.1	17.3	17.0	17.9	18.3	20.9	20.9	21.3

※1 直近過去7日間の平均 ※2 直近過去7日間 ※3 新規陽性者数のうちの高齢者数(70歳以上)

→緊急事態宣言（レッド）（緊急事態措置 5月12日～）																					→指標の変更							
日付	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
新規陽性者数	161	281	322	426	290	396	350	302	219	223	290	443	573	471	426	576	678	624	598	594	521	361	536	636	627	597	615	430
(1) 新規陽性者数 <sup>※1</sup>	257.1	270.3	271.9	290.7	291.9	300.1	318.0	338.1	329.3	315.1	295.7	317.6	342.9	360.1	377.9	428.9	493.9	541.6	563.7	566.7	573.9	564.6	558.9	552.9	553.3	553.1	556.1	543.1
(2) 陽性率 <sup>※2</sup>	5.8%	6.1%	6.2%	7.0%	7.0%	7.4%	7.9%	9.3%	10.1%	10.8%	8.9%	9.2%	9.1%	9.5%	8.4%	8.5%	8.7%	9.6%	9.7%	9.7%	9.8%	9.6%	9.5%	9.2%	9.3%			
(3) 入院患者数 <sup>※1</sup>	430.7	442.1	453.0	466.9	483.3	499.0	517.0	536.1	565.4	598.9	626.6	656.1	685.3	713.3	741.0	758.1	778.4	802.9	823.3	843.7	865.4	885.7	907.9	922.7	934.1	948.7	960.0	973.4
(参考1) 重症者数 <sup>※1</sup>	18.7	20.7	23.0	25.4	27.3	29.7	31.9	33.4	34.1	34.9	35.9	37.0	38.0	39.6	41.7	44.6	47.6	51.0	54.6	58.4	61.7	64.9	67.1	70.3	72.4	75.4	78.4	81.1
(参考2) 新規高齢者数 <sup>※1,※3</sup>	21.4	23.1	23.7	25.1	25.4	27.4	31.6	38.4	38.4	38.7	42.3	45.9	49.1	48.4	47.1	54.4	58.4	57.6	59.4	58.1	58.9	55.3	57.6	60.7	63.9	62.7	63.4	63.0

日付	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28
曜日	月	火	水	木	金
新規陽性者数	280	417	444	393	382
(1) 新規陽性者数 <sup>※1</sup>	531.6	514.6	487.1	453.7	423.0
(2) 陽性率 <sup>※2</sup>					
(3) 入院患者数 <sup>※1</sup>	987.6	1001.0	1010.4	1017.4	1019.9
(参考1) 重症者数 <sup>※1</sup>	83.4	86.3	89.1	92.6	94.4
(参考2) 新規高齢者数 <sup>※1,※3</sup>	63.3	59.4	57.1	55.6	52.0

## 指標（2021年5月17日時点から適用）

確保病床：1,515床  
重症者用病床：146床

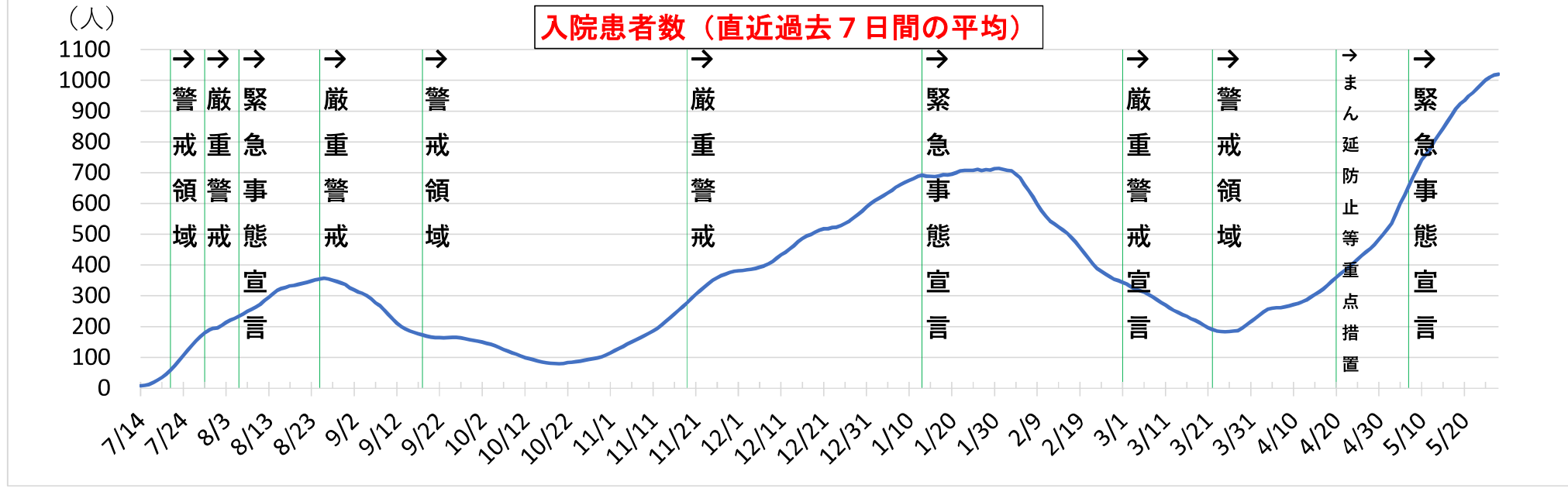
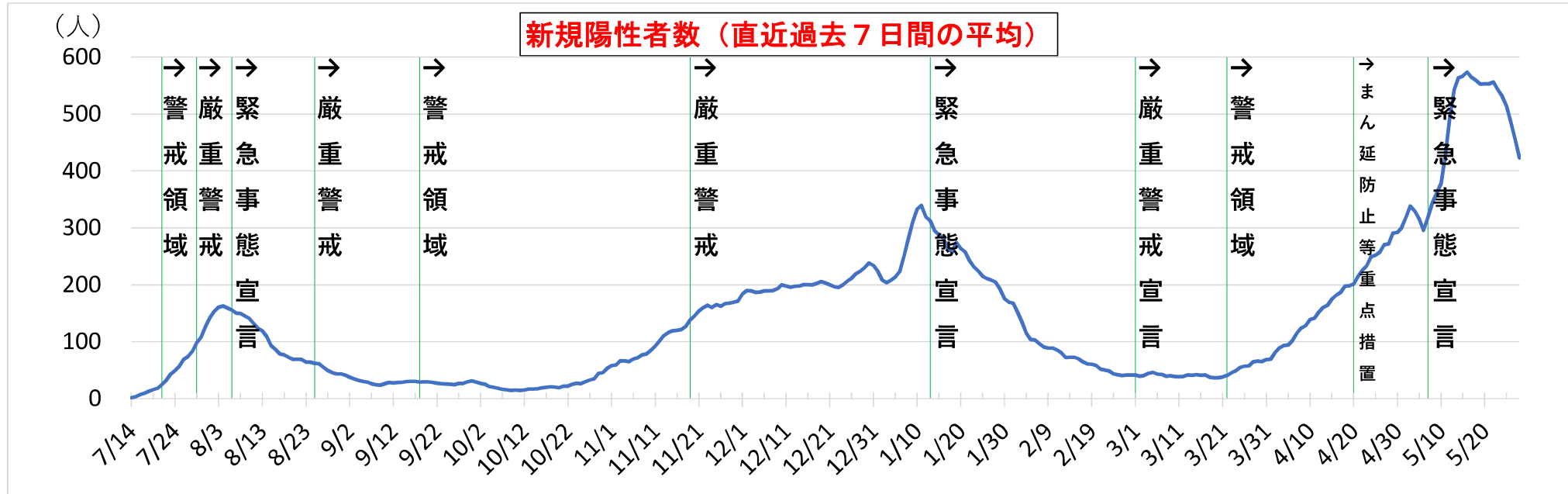
基準項目	注意（警戒）領域		危険領域	
	注意（グリーンゾーン）	警戒（イエローゾーン）	嚴重警戒（オレンジゾーン）	危険（レッドゾーン）
(1) 新規陽性者数（過去7日間の平均）	50人未満	50人	160人	260人
(2) 陽性率（過去7日間） <sup>※6</sup> （陽性者数/検査者数 <sup>※1</sup> ）	2.5%未満	2.5%	5.0%	10.0%
(3) 入院患者数（過去7日間の平均）	220人未満	220人 <sup>※3</sup>	300人 <sup>※4</sup>	750人 <sup>※5</sup>
参考項目				
入院患者のうち重症者数 <sup>※2</sup> （過去7日間の平均）	22人未満	22人 <sup>※3</sup>	30人 <sup>※4</sup>	75人 <sup>※5</sup>
新規陽性者のうちの高齢者数（70歳以上） （過去7日間の平均）	7人未満	7人	22人	36人

※1 陰性確認の検査を除いた人数。 ※2 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者。  
※3 確保病床の15% ※4 確保病床の20% ※5 確保病床の50% ※6 5/10の数値から適用

# 指標の推移

(7月14日～5月28日)

- 警戒領域：7月21日～
- 警戒領域：7月29日～
- 緊急事態宣言：8月6日～
- 警戒領域：8月25日～
- 警戒領域：9月18日～
- 警戒領域：11月19日～
- 緊急事態宣言：1月13日～
- 警戒領域：3月1日～
- 警戒領域：3月22日～
- まん延防止等重点措置：4月20日～
- 緊急事態宣言：5月7日～







# 新型コロナウイルス感染症対策予算の累計額

(2019 年度)

2 月補正予算 2 0 億円 ①

(2020 年度)

4 月補正予算 3 6 5 億円 9 月補正予算 7 1 9 億円

5 月専決補正予算 2 5 億円 1 1 月補正予算 5 2 2 億円

5 月補正予算 2 8 8 億円 1 月補正予算 5 7 9 億円

6 月補正予算 1, 1 6 0 億円 2 月補正予算 8 4 3 億円

8 月専決補正予算 1 8 億円 合 計 4, 5 1 9 億円 ②

(2021 年度)

当 初 予 算 1, 3 1 1 億円

4 月補正予算 6 0 7 億円

5 月補正予算 ( 県立病院事業会計  
5 億円含む ) 8 5 1 億円

6 月補正予算 7 4 9 億円 合 計 3, 5 1 8 億円 ③

**累 計 (①+②+③) 8, 0 5 7 億円**